

第57号議案

府中市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

子ども医療費助成対象者の要件の見直しに伴うほか、所要の改正を行うものがあります。

府中市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

府中市子ども医療費助成条例（昭和４８年３月府中市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
(用語の定義) 第２条 省 略 ２～３ 省 略 【削 除】 ４ 省 略 (助成の範囲) 第５条 省 略 ２ 前項の助成は、他の法令等によつて医療に関する給付を受けることができるとき、又は第三者の行為によつて生じた疾	(用語の定義) 第２条 省 略 ２～３ 省 略 ４ 前項第１号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 ５ 省 略 (助成の範囲) 第５条 省 略 ２ 前項の助成は、他の法令によつて医療に関する給付を受けることができるとき、又は第三者の行為によつて生じた疾病

病若しくは負傷に係る損害賠償を当該第三者から既に受けているときは、その額の限度において行わない。

(医療証)

第7条 省 略

2 医療証の交付を受けた者（以下「医療証受領者」という。）は、病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）から当該医療証受領者が監護する子ども（当該医療証受領者が第2条第3項第3号に該当する者の場合は、当該医療証受領者）が診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該病院等に医療証（当該病院等のうち市長が別に定めるものにあつては、医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。））を提示するものとする。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、助成する額を病院等に支払うことによつて行ふ。

2 省 略

付 則

若しくは負傷に係る損害賠償を当該第三者から既に受けているときは、その額の限度において行わない。

(医療証)

第7条 省 略

2 医療証の交付を受けた者（以下「医療証受領者」という。）は、市長が指定した病院、診療所、薬局その他の者（以下「指定医療機関等」という。）から当該医療証受領者が監護する子ども（当該医療証受領者が第2条第3項第3号に該当する者の場合は、当該医療証受領者）が診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該指定医療機関等に医療証を提示するものとする。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、助成する額を指定医療機関等に支払うことによつて行ふ。

2 省 略

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第7条第2項の改正規定（「市長が指定した病院」を「病院」に、「指定医療機関等」を「病院等」に改める部分に限る。）
及び第8条第1項の改正規定並びに次項の規定 公布の日
 - (2) 第7条第2項の改正規定（「市長が指定した病院」を「病院」に、「指定医療機関等」を「病院等」に改める部分を除く。）
公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

- 2 この条例による府中市子ども医療費助成条例第2条の規定の改正により新たに同条例第3条に規定する対象者となる者は、施行日前においても、同条例の規定の例により、医療証の交付に必要な手続を行うことができる。